

徳島県公安委員会規則第 8 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 中「高速道路交通警察隊長」を「徳島県警察本部交通部交通指導課高速道路交通警察隊長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。